

各課からのお知らせ

住宅用火災警報器の設置

法令により、すべての住宅には住宅用火災警報器の設置の義務があります。



消火器・エアゾール式簡易消火具の一例

「逃げ遅れ」によるもので、火災の早期発見・初期の消火が大変重要です。

住宅用火災警報器の紹介

◆住宅用火災警報器の例
◆熱感知式(熱を感知すると知らせるもの)



火災の感知型取り付け器の例

市では就寝の用に供する部屋(寝室)が2階にある場合は階段部分にも、煙感知式の火災警報器の設置を義務付けています。

◆連動型警報器
1台の警報器が火災を感知すると、接続された警報器も火災を知らせます。

◆住宅用スプリンクラー設備
火災を感知すると自動で放水すると共に、警報ブザーで避難誘導するものもあります。

◆消火器:エアゾール式簡易消火具

※悪質な訪問販売には注意してください。
◆問合せ
市消防本部予防課
☎(22)0119(代)

☎(22)0119(代)

国保・後期医療 人間ドック(一般・脳検診)費用の一部助成の追加募集

◆国保・後期医療 人間ドック(一般・脳検診)費用の一部助成の追加募集
◆種類 一般ドック(日帰り・宿泊)及び脳ドック(日帰り)

◆受診期間 9月1日～平成28年3月31日まで

◆対象 次のすべてを満たす方
○国民健康保険
○国民健康保険の被保険者で35歳以上の方

○後期高齢者医療
○後期高齢者医療の被保険者
○特定健診を受診しない方
○後期高齢者医療の被保険者

◆自己負担額
人間ドックの検診料(3万7,800円)～7万2,000円)

◆問合せ
国民健康保険課 ☎(21)2131

10日(月)

申込・受診方法

◆申込・受診方法
「平成27年度国民健康保険人間ドック等検診申請書」または「平成27年度後期高齢者医療人間ドック等検診申請書」を左記の申込先に提出してください。

◆問合せ
市消防本部予防課
☎(22)0119(代)

国民健康保険 高齢受給者証の更新

◆国民健康保険 高齢受給者証の更新
現在交付している高齢受給者証(70歳以上75歳未満の国民健康保険の方に交付)の有効期限は7月31日です。

◆問合せ
国民健康保険課 ☎(21)2131

◆対象者
○限度額適用認定証
70歳未満で国民健康保険に未納がない住民税課税世帯

◆申請方法

○限度額適用 標準負担額減額認定証

○70歳未満で国民健康保険に未納がない、住民税に未納がない、住民税に未納がない、住民税に未納がない、住民税に未納がない、住民税に未納がない

◆問合せ
国民健康保険課 ☎(21)2131

◆介護保険負担割合証の送付

65歳以上で要介護等認定を受けている方には、7月中旬に介護保険負担割合証を郵送します。

◆問合せ
介護保険課 ☎(21)2131

◆国民健康保険認定証の更新

現在交付している「限度額適用認定証」「限度額適用標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日です。

◆問合せ
国民健康保険課 ☎(21)2131

なりませぬ。負担割合が2割に変更となるのは、次の条件にすべて該当する場合です。

◆問合せ先

本 健康増進課 ☎(25)3511
大 健康福祉課 ☎(45)1788
藤 健康福祉課 ☎(62)0904
都 健康福祉課 ☎(29)1103
西 健康福祉課 ☎(92)0311
岩 健康福祉課 ☎(55)7781

◆問合せ
国民年金の種別と手続き
国民年金の種別
日本に住む20歳以上60歳未満の方には、国民年金に加入します。

◆対象者

○第一号被保険者：自営業者、学生等
○第二号被保険者：厚生年金等に加入しているサラリーマン等
○第三号被保険者：第二号被保険者に扶養されている配偶者

◆受付け方
「接種場所」市内協力医療機関での個別接種※各自事前予約が必要

◆接種期間
平成28年3月31日まで

◆費用
無料

◆その他
「県内他市町や県外の医療機関にて接種を希望の場合」事前に問合先まで連絡ください。

◆問合せ先
健康増進課 ☎(25)3511
健康福祉課 ☎(45)1788
健康福祉課 ☎(62)0904
健康福祉課 ☎(29)1103
健康福祉課 ☎(92)0311
健康福祉課 ☎(55)7781

◆接種期間
平成28年3月31日まで

◆費用
無料

◆その他
「県内他市町や県外の医療機関にて接種を希望の場合」事前に問合先まで連絡ください。

◆問合せ先
健康増進課 ☎(25)3511
健康福祉課 ☎(45)1788
健康福祉課 ☎(62)0904
健康福祉課 ☎(29)1103
健康福祉課 ☎(92)0311
健康福祉課 ☎(55)7781

◆接種方法
事前申請が必ず必要です。詳しくは問合先へ。

◆自己負担額
2,500円

◆接種期間
平成28年3月31日まで

◆問合先
健康増進課 ☎(25)3511
健康福祉課 ☎(45)1788
健康福祉課 ☎(62)0904
健康福祉課 ☎(29)1103
健康福祉課 ☎(92)0311
健康福祉課 ☎(55)7781

◆問合先
健康増進課 ☎(25)3511
健康福祉課 ☎(45)1788
健康福祉課 ☎(62)0904
健康福祉課 ☎(29)1103
健康福祉課 ☎(92)0311
健康福祉課 ☎(55)7781

◆問合先
健康増進課 ☎(25)3511
健康福祉課 ☎(45)1788
健康福祉課 ☎(62)0904
健康福祉課 ☎(29)1103
健康福祉課 ☎(92)0311
健康福祉課 ☎(55)7781

◆問合先
健康増進課 ☎(25)3511
健康福祉課 ☎(45)1788
健康福祉課 ☎(62)0904
健康福祉課 ☎(29)1103
健康福祉課 ☎(92)0311
健康福祉課 ☎(55)7781

◆問合先
健康増進課 ☎(25)3511
健康福祉課 ☎(45)1788
健康福祉課 ☎(62)0904
健康福祉課 ☎(29)1103
健康福祉課 ☎(92)0311
健康福祉課 ☎(55)7781